

国際ビジネス公務員大学校学則

第 1 章 組織

- 第 1 条 本校は、商業実務関係・教育社会福祉関係の専門課程を設置し、社会に貢献しうる人材を育成することを目的とする。
- 第 2 条 本校は、国際ビジネス公務員大学校という。
- 第 3 条 本校の位置を、郡山市駅前一丁目 1 2 番 2 号および郡山市本町一丁目 1 6 番 1 8 号とする。

第 2 章 課程および学科・修業年限・定員ならびに休業日

- 第 4 条 本校の課程・学科および修業年限ならびに定員は、別表 1 のとおりとする。
- 第 5 条 本校の学年は、4 月 1 日にはじまり、翌年 3 月 3 1 日におわる。
- 2 . 本校の学期は、次のとおりとする。
- 前期： 4 月 1 日から 9 月 3 0 日まで
- 後期： 1 0 月 1 日から 3 月 3 1 日まで
- 第 6 条 本校の休業日は、次のとおりとする。
- (1) 土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (4) 夏期休業 7 月 2 0 日から 8 月 3 1 日まで
- (5) 冬期休業 1 2 月 2 1 日から 1 月 7 日まで
- (6) 春期休業 2 月 1 1 日から 4 月 6 日まで
- (7) 開校記念日 2 月 3 日
- 2 . 校長は、その必要があると認めた場合は、休業日を変更することがある。

第 3 章 教育課程・授業時間数および教職員組織

- 第 7 条 本校の教育課程および授業時間数は、別表 2 のとおりとする。
- 2 . 別表 2 に定める授業時数は、5 0 分を 1 単位時間とする。
- 但し、こども保育科については、9 0 分を 2 単位時間とする。その他、9 0 分を 2 単位時間とする学科は細則に定める。
- 3 . 教育課程・授業時間数の特例
- 校長は、次の各号に該当する場合、課程の修了に必要な総時間数の 2 分の 1 を限度として、その履修等が教育上有益で、本校の教育課程に相当すると認められる場合、すでに履修したものとみなすことができる（こども保育科を除く）。
- (1) 本校以外の専修学校における授業科目の履修等
- (2) 専修学校以外の教育施設等における授業科目の履修等
- (3) 本校に入学する前（転編入学は除く）の授業科目の履修等
- 4 . 大学等における授業科目の履修（こども保育科）
- (1) 校長は、こども保育科においては、他の指定保育士養成施設において履修した科目又は入所前に指定保育士養成施設で履修した科目について修得した単位を、3 0 単位を超えない範囲で当該科目に相当する科目の履修により修得したものとみなすことができる。また、指定保育士養成施設以外の学校等（学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校の専攻科若しくは盲学校、ろう学校若しくは養護学校の専攻科、専修学校の専門課程又は同法第 5 6 条第 1 項に規定する者を入学資格とする者を入学資格とする各種学校）で履修した科目について修得した単位については、指定保育士養成施設で設定する教養科目に相当する科目について、3 0 単位を超えない範囲で修得したものとすることができる。
- (2) 校長は、こども保育科の生徒が本校に入学する前に大学又は短期大学等において既に修得した科目について、専修学校設置基準第 1 2 条第 3 項及び第 4 項により、本人の申請に基づきその学修内容が本校の教育内容に相当するものと認められるときは、前号の授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて、当該学科の修了に必要な総授業時数の 2 分の 1 を超えない範囲で本校における授業科目の履修とみなすことができる。
- 5 . 授業時間数の単位数への換算
- 本校の授業科目の授業時間を単位数に換算する場合においては、講義は 1 5 時間から 3 0 時間、演習は 1 5 時間から 3 0 時間、実習・実技は 3 0 時間から 4 5 時間をもって 1 単位とする。

- 第 8 条 本校の始業および終業の時刻は、9時30分より17時10分までとする。
但し、国際ビジネス科、こども保育科については、9時20分より16時40分までとする。
- 第 9 条 本校に次の教職員をおく。
- | | | | |
|---------|-------|-------|----------|
| (1)校長 | 1名 | (2)教員 | 19名以上 |
| (3)講師 | 10名以上 | (4)助手 | 必要に応じておく |
| (5)事務職員 | 1名以上 | (6)校医 | 1名 |
2. 校長は、校務をつかさどり所属教職員を監督する。

第 4 章 入学・休学・退学および賞罰

- 第 10 条 本校の入学資格は、次のとおりとする。
- (1)高等学校若しくは、これに準ずる学校を卒業した者
 - (2)文部科学大臣の定めるところにより、前号に準ずる学力があると認められる者
 - (3)本校の入学資格審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められた者で18歳に達した者
2. 前項第3号にかかる審査方法等については、別に定める。
- 第 11 条 本校の入学時期は、学年のはじめとする。
- 第 12 条 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に所定事項を記載の上第25条に定める入学選考料を添えて、期日までに出席しなければならない。
2. 前項の手続を終了した者について入学選考を行い、入学者を決定する。
 3. 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から7日以内に第25条に定める入学金を添え、手続をとらなければならない。
- 第 13 条 次に該当する者で編入学を希望する者は、その学年に欠員があり教育の進捗状況が編入しようとする学年の前学年までの教育内容と同様又はそれ以上である場合に限り、選考の上校長が許可することができる。
- (1)本校1年制専門課程を修了した者または修了見込の者
 - (2)大学・短期大学・専門学校を卒業した者またはこれと同等以上の学力があると認められた者
 - (3)本校のこども保育科へ編入学を志望する者で、前校が教育・社会福祉課程で本校と同一の厚生労働省指定養成施設に籍を置いた者
2. 前校における教育の進捗状況の確認については、事前に前校発行の次の各号に該当する書類を志願者に提出させ判断する。
- (1)教育内容とその取得状況及び出席状況が明記されている成績証明書
 - (2)在籍証明書
- 第 14 条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって3日以上休学する場合は、診断書およびその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。
2. 前項の者が復学しようとする者は、届出て復学することができる。
- 第 15 条 退学しようとする者は、その事由を記し校長の許可を受けなければならない。
- 第 16 条 本校所定の課程を修了した者には、学習評価の上卒業証書を授与する。
2. 卒業証書は、様式1-1のとおりとする。
- 第 17 条 前条により別表3に掲げる学科を修了した者には、当該専門課程の専門士の称号を授与する。
2. 称号授与書は、様式1-2のとおりとする。
- 第 18 条 成績優秀にして他の模範となる者については、褒賞することができる。
- 第 19 条 次の各号の一に該当する者については、退学を命ずることがある。
- (1)性行不良で改善の見込がないと認められる者
 - (2)学力劣等で成業の見込がないと認められる者
 - (3)正当な理由なくして出席が常でない者
 - (4)学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
- 第 20 条 生徒で次の各号の一に該当する者については、校長が除籍する。
- (1)死亡の届出があった者
 - (2)行方不明の届出があった者
 - (3)授業料等納付の義務を怠り、督促してもなお納付しない者
- 第 21 条 本校の在籍期間は、修業年限の2倍の年数を超えることができない。
但し、1年制課程の学科については在籍期間を3年まで認める。
- 第 22 条 こども保育科の生徒は、本校が提携する大学等の通信教育の学科に入学し、当該課程を学修することができる。

第 5 章 進級・卒業・資格の取得および成績評価

- 第 23 条 校長は、第 7 条 1 項（教育課程）に規定する当該学年の所定の授業科目の修得（単位の修得）が、別に定める基準を満たした者に進級を認める。
- 2 . 校長は、本校所定の修業年限以上在籍し、第 7 条 1 項（教育課程）に規定する所定の授業科目を修得（単位の修得）して全課程（こども保育科においては別表 2 に定める単位以上）を修了した者に卒業を認定し、卒業証書を授与する。
- 3 . 進級及び卒業等に関して必要な事項は、校長が別に定める。
- 第 24 条 前条第 2 項の規定により卒業を認定したこども保育科の生徒は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）に定める「保育士」の資格を取得する。
- 第 25 条 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況を総合的に勘定して行う。但し、成績評価の細則は、別に定める内規による。
- 2 . 出席時数が授業時数の 10 分の 8 に達しない者は、その科目については、前項の評価を受けることが出来ない。

第 6 章 入学金・授業料その他

- 第 26 条 本校の入学金・授業料等は、別表 4 のとおりとする。
- 2 . 前項に定める授業料等を三箇月以上滞納した場合は、出席停止とする。
- 第 27 条 寄宿舎に関する事項は、校長が別に定める。
- 第 28 条 健康診断は、毎年 1 回別に定めるところにより実施する。
- 第 29 条 養成指定機関としての認定を受けている学科における運営・当該資格の付与その他の基準等については、各養成指定基準に則り別に定める細則による。
- 第 30 条 附帯事業として次のことを行う。
- (1) 社会人等を対象とした講座を実施する。
- 第 31 条 この学則の実施に関し、必要な事項は、校長が別に定める。
- 2 . 必要と認める場合は、この学則に 1 もしくは複数の別紙を添付することができる。

第 7 章 科目履修生制度

- 第 32 条 本校において開設する授業科目に対し、本校生徒以外の者から特定の授業科目について履修申請があった場合は、本校の教育に支障がない限り、選考の上科目等履修生として当該授業科目の履修を許可することができる。なお、科目履修生に関する事項は別に定める。

附 則

1. この学則は、昭和59年4月1日より実施する。
2. 昭和60年04月01日 改訂
3. 昭和61年07月01日 改訂
4. 昭和62年07月01日 改訂
但し、昭和62年06月30日に在籍する者については、なお従前の例による。
5. 昭和63年04月01日 改訂
但し、昭和63年03月31日に在籍する者については、なお従前の例による。
6. 平成02年04月01日 改訂
7. 平成06年04月01日 改訂
8. 平成07年02月28日 改訂
9. 平成07年04月01日 改訂
但し、学費について平成07年03月31日に在籍する者については、なお従前の例による。
10. 平成08年02月28日 改訂
11. 平成08年04月01日 改訂
但し、学費について平成08年03月31日に在籍する者については、なお従前の例による。
12. 平成09年02月28日 改訂
13. 平成09年04月01日 改訂
14. 平成10年04月01日 改訂
但し、学費について平成09年03月31日に在籍する者については、なお従前の例による。
15. 平成11年04月01日 改訂
16. 平成12年02月29日 改訂
17. 平成12年04月01日 改訂
18. 平成13年03月08日 改訂
19. 平成13年04月01日 改訂
但し、学費について平成13年03月31日に在籍する者については、なお従前の例による。
20. 平成14年02月27日 改訂
21. 平成14年04月01日 改訂
22. 平成15年02月19日 改訂
23. 平成15年04月01日 改訂
なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。
24. 平成16年02月17日 改訂
25. 平成16年04月01日 改訂
なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。
26. 平成17年03月09日 改訂
27. 平成17年04月01日 改訂
但し、学費について平成17年03月31日に在籍する者については、なお従前の例による。
なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。
28. 平成17年12月26日 改訂
29. 平成18年04月01日 改訂
なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。
30. 平成19年04月01日 改定
なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。
31. 平成20年02月26日 改定
なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。
32. 平成20年04月01日 改定
なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。
33. 平成21年02月27日 改定
なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。
34. 平成21年04月01日 改定
なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。
35. 平成22年02月26日 改定
なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。
36. 平成22年04月01日 改定
なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。
37. 平成22年11月29日 改定
なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。
38. 平成23年04月01日 改定
なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。
39. 平成23年12月22日 改定

- なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。
40. 平成24年4月1日 改定
なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。
 41. 平成25年1月29日 改定
なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。
 42. 平成25年4月1日 改定
なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。
 43. 平成26年1月28日 改定
なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。
 44. 平成26年4月1日 改定
なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。
 45. 平成27年4月1日 改定
学則の変更にかかわらず、平成26年度以前の入学生については、なお、従前の学則の定めによる。
 46. 平成28年2月29日 改定
学則の変更にかかわらず、平成26年度以前の入学生については、なお、従前の学則の定めによる。
 47. 平成28年4月1日 改定
学則の変更にかかわらず、平成27年度以前の入学生については、なお、従前の学則の定めによる。
 48. 平成29年3月31日 改定
学則の変更にかかわらず、平成27年度以前の入学生については、なお、従前の学則の定めによる。
 49. 平成29年4月1日 改定
学則の変更にかかわらず、平成28年度以前の入学生については、なお、従前の学則の定めによる。
 50. 平成30年3月30日 改定
学則の変更にかかわらず、平成28年度以前の入学生については、なお、従前の学則の定めによる。
 51. 平成30年4月1日 改定
学則の変更にかかわらず、平成29年度以前の入学生については、なお、従前の学則の定めによる。
 52. 平成31年3月29日 改定
学則の変更にかかわらず、平成29年度以前の入学生については、なお、従前の学則の定めによる。
 53. 平成31年4月1日 改定
学則の変更にかかわらず、平成30年度以前の入学生については、なお、従前の学則の定めによる。
 54. 令和2年3月31日 改定
学則の変更にかかわらず、平成30年度以前の入学生については、なお、従前の学則の定めによる。
 55. 令和2年4月1日 改定
学則の変更にかかわらず、令和元年度以前の入学生については、なお、従前の学則の定めによる。
 56. 令和3年3月31日 改定
学則の変更にかかわらず、令和元年度以前の入学生については、なお、従前の学則の定めによる。
 57. 令和3年4月1日 改定
学則の変更にかかわらず、令和2年度以前の入学生については、なお、従前の学則の定めによる。
 58. 令和4年3月31日 改定
学則の変更にかかわらず、令和2年度以前の入学生については、なお、従前の学則の定めによる。
 59. 令和4年4月1日 改定
学則の変更にかかわらず、令和3年度以前の入学生については、なお、従前の学則の定めによる。
 60. 令和5年3月31日 改定
学則の変更にかかわらず、令和4年度以前の入学生については、なお、従前の学則の定めによる。
 61. 令和5年4月1日 改定
学則の変更にかかわらず、令和4年度以前の入学生については、なお、従前の学則の定めによる。